

公務員の経験を活かして行政書士になろう！

山梨県行政書士会ご登録案内

行政書士の資格を有する者とは・・・

行政書士法第2条（資格）の六号

国又は地方公共団体の公務員として行政事務に相当する事務を担当した期間

（一部略）が通算して20年以上（学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業したもの、またその他同法第90条に規定する者にあつては17年以上）になるもの。
（一部のみの紹介です）



「手続きのスペシャリスト」

を目指してみませんか？

登録の手続き 登録申請書、誓約書、履歴書、公務員職歴証明書などを事務局にご提出
いただきます。

* 日本行政書士会連合会の登録後、単位会である山梨県行政書士会への入会となります。

* 入会金、会費があります。

Point !

自宅の一室を事務所として仕事ができます！

行政書士の業務とは

○権利義務・事実証明 ○車庫証明・自動車登録 ○農地転用 ○国際業務 ○会社・法人設立等 ○
建設業許可申請 ○営業許認可・事業の許可申請 ○中小企業支援業務 ○事業経営の事務代行な
ど多岐にわたりますので、いろいろな部署での経験が活かれます。

詳しくは 山梨県行政書士会事務局（055-237-2601）まで

ホームページ <https://www.y-gyosei.or.jp/>